

「笠間の栗」ブランド認証制度実施要綱

（目的）

第1条 笠間市では、平成27年から「日本一の栗産地づくり」と称して、特産品である栗のブランド化に向けて生産者支援やプロモーションを強化したところ、「笠間の栗」の知名度が向上し、生産規模を拡大する者や新規生産者が増加している。一方で、生栗販売における品質のばらつきや不適切な価格設定が課題となっており、産地のブランドを維持・強化していくため、良質な栗に対して認証を付し、認証マークを活用して付加価値を付けた販売ができる体制を整備することで、産地全体の生産意識及び品質の向上を目指す。この要綱は、「笠間の栗」ブランド認証制度を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（認証基準及び認証を受ける資格）

第2条 認証を受ける資格を有する者は、次に定める認証基準によるものとする。

- （1）圃場を笠間市内に有し、生業として栗を生産・販売している生産者または事業者であること。
- （2）栗は、くん蒸処理以外の方法で殺虫処理を行っていること。または、収穫後、適切な保管のうえ速やかに出荷していること。
- （3）栗の保管に必要な設備を所有している。（0度以下の設定が可能なもの）
- （4）別表に基づくサイズ別・品種別による選果を行っていること。
- （5）病害・虫害・腐敗等の不健全果を除いた良質な栗の販売を行っていること。

（認証の申請）

第3条 認証を受けようとする者は、「笠間の栗」ブランド認証申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類等を添付し、指定された申請期限までに会長へ提出しなければならない。なお、申請期限及び審査会の日程については、随時事務局に確認すること。

- （1）栗をくん蒸処理以外の方法で殺虫していることを証明する機材等の写真。
- （2）栗を選別及び保管する際に使用している機材等の写真。
- （3）前年度の生栗の販売実績が分かる資料。（領収書の写し、商品チラシなど）
- （4）認証を受けようとする栗を、販売時と同様の包装状態で提出すること。
※ただし、栗の現物に限り、提出日は審査会当日とする。

（認証の決定等）

第4条 会長は、前条の規定による申請があった場合は、「笠間の栗」ブランド認証審査会（以下「審査会」とする。）を開催するものとする。

2 審査会は、「笠間の栗」ブランド認証審査会設置要領に基づき実施し、認証の適否について決定する。

3 審査会が認証を決定したとき、会長は、「笠間の栗」ブランド認証書（様式第2号）により当該申請者へ結果を通知するとともに、認証マークの使用を許可する。

4 審査会が認証しないと決定したとき、会長は、「笠間の栗」ブランド不認証通知書

(様式第3号)により当該申請者へ通知するものとする。

(有効期間)

第5条 認証の有効期間は、認証した日からその年度の3月31日までとし、再認証申請は妨げない。

(認証の表示)

第6条 認証された栗は、指定の認証マークを表示しなければならない。

2 認証マークの表示は、当該申請者が自ら定めた規格の包装・容器・宣伝物等に、指定のシールまたはタグを添付するか、データを掲出すること。

3 前項の規定により認証マークを表示をするとき、認証時に無償で配布されるシール等の数量以上に必要な場合は、有償で配布するものとする。

4 認証後、認証マークの使用方法が不適切と判断される場合、会長は改善の指導を行う。

(調査等)

第8条 会長は、特に必要があると認めるときは、認証された栗及びそれに関連する事項について、販売状況や認証者が所有する機材等の現場を確認し、必要に応じて指導を行う。

(認証の取消し)

第9条 会長は、認証者が次の各号に該当する場合には、「笠間の栗」ブランド認証取消通知書(様式第4号)により通知し、認証を取り消すことができる。

(1) 認証に関わる信用失墜行為があった場合。

(2) 認証マークを不正に使用したとき。

(3) 認証された栗が、第2条に規定する認証基準を満たさないと判断された場合、または第6条4項及び第8条に関する指導を受けても改善を行わない場合。

(4) その他、認証及び認証マークの使用が著しく不相当であると認めた場合。

2 前項の規定により認証を取り消された者については、問題点が是正された場合であっても、取り消しを受けた年度は再申請をすることができない。

(認証事業者の責務)

第10条 認証者は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次の各号の事項について留意しなければならない。

(1) 市内外の消費者及び流通関係者等に対して積極的な情報発信を行うことにより、「笠間の栗」の知名度向上及び品質向上に努めること。

(2) 認証農産品の出荷量、流通状況及び消費動向については、随時把握に努めること。

(3) 栗の計画的な生産・販売及び適正な品質管理並びに関係書類の保管に努めること。

2 認証された栗の生産・販売等において、事故または苦情等(以下「事故等」という。)

が発生したときは、認証者はその責任を負うものとし、笠間市及び協議会はその法的責務を負わないものとする。

また、当該認証者は、その事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。

3 認証者は、事故等が発生したときは、当該事故等の内容及び解決のために講じる対処方法等について、事故等報告書（様式第5号）により遅滞なく会長に報告しなければならない。

（実績報告等）

第11条 認証者は、当該年度に認証マークを使用して販売した栗の販売先、販売数量、販売価格等について、「笠間の栗」ブランド認証実績報告書（様式第6号）により会長に報告すること。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月12日から施行する。

別表

サイズ別	品種別
4L（33g以上）	森早生、丹沢、ぼろたん、国見、大峰、人丸、紫峰、利平、筑波、銀寄、倉片甘栗、石鎚、美玖里、岸根、ぼろすけ
3L（25～32gあるいはまる目のふるいの直径が39mm以上）	
2L（20～24gあるいはまる目のふるいの直径が35mm以上39mm未満）	
L（15～19gあるいはまる目のふるいの直径が32mm以上35mm未満）	
M（11～14gあるいはまる目のふるいの直径が29mm以上32mm未満）	